

栗原市危険空家等解体費補助金 よくある質問集（FAQ）

1. 申請関係

Q1 申請は誰ができますか。

A1 所有者、またはその後見人が申請できます。なお、所有者が死亡している場合はその相続人、空家等の管理を委任している場合は、その管理者のいずれかの方が申請できます。

Q2 申請者に優先順位はありますか。

A2 申請順位は、所有者、後見人、相続人、管理者の順になります。

Q3 建物の共有者・相続人が複数人いる場合は補助金の申請はできますか。

A3 権利者全員から同意してもらえれば申請できます。また、管理者が申請する場合も同意が必要です。

Q4 所有者が法人でも申請できますか。

A4 法人所有の建物は、補助対象外です。

Q5 補助金の申請にあたって何か制限はありますか。

A5 補助金交付要綱に規定する空家等で、交付対象者の要件を満たしていれば申請できます。持ち家を対象としており、賃貸をしている空家は対象としておりません。

Q6 未登記の建物でも補助金を申請できますか。

A6 申請できます。ただし、その場合は、固定資産税課税台帳などで所有者であることが確認できる、または、その他に確認できる書類を提出いただいた場合に限りです。

Q7 市内の複数の場所に建物を所有している場合、複数回、補助金を申請できますか。

A7 市内で同一敷地内にある建物でない場合は、補助金の申請をできますが、同一年度に1回としていることから、翌年度以降であれば申請が可能です。

Q8 長屋や共同住宅でも補助金を申請できますか。

A8 長屋や共同住宅は、補助対象外です。

Q9 申請受付は先着順ですか。

A9 予算の範囲内で先着順での受付となります。

Q10 補助金の申請数が予定件数を上回った場合でも、申請はできますか。

A10 予定件数を上回った場合でも、申請受付は行いますが、キャンセル待ちの扱いとなります。

Q11 申請窓口はどこですか。

A11 お問い合わせは、各総合支所窓口、または、建設部都市計画課となります。また、募集開始時には市広報・ウェブサイト上でお知らせします。

2. 申請書類関係

Q1 建物の所有者はどのように確認するのですか。

A1 建物の登記事項証明書等により確認します。ただし、相続や売買などにより、登記簿上の名義人以外の方が申請する場合は、建物の所有者であることが確認できる書類として、遺産分割協議書、売買契約書等により確認します。

Q2 建物が未登記で建物登記事項証明書を添付できないときは、何を添付すればよいのでしょうか。

A2 固定資産税評価証明書又は固定資産課税明細書、建築確認書、売買契約書などで所有者であることを確認できる書類を添付願います。

Q3 建物と土地の所有者が異なる場合に土地所有者からの建物解体への同意は必要でしょうか。

A3 土地所有者からの工事同意書を提出してください。

Q4 市内の老朽化した空家を所有していますが、市外に居住している場合でも、補助金の申請はできますか。

A4 申請できます。

Q5 補助金の対象要件で、市税に滞納がないことが挙げられていますが具体的には何ですか。

A5 固定資産税、住民税、国民健康保険税、軽自動車税などの所有者個人に課税されている税金が対象です。

Q4 市内に事業所がある建設業許可、または宮城県知事の登録を受けた解体工事業者は、何で確認できますか。

A4 解体工事業者等の事業者は、宮城県のホームページ、事業者のホームページなどで確認できます。

【宮城県ホームページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/gyousyameibo.html>

Q5 交付申請書の不備や添付書類に不足がある場合、申請が却下となることはありますか。

A5 申請書の不備や添付書類に不足、申請内容に疑義があった場合は、市から申請者にご連絡します。連絡した指定期日までにご対応いただけない場合は、申請の受け付けをお断りいたします。

3. 補助制度関係

Q1 解体費補助金制度はいつまで実施する予定ですか。

A1 第2次栗原市空家等対策計画の計画期間である令和5年度から令和9年度までを予定しています。

Q2 補助金はいくらになりますか。
A2 解体工事費等の50%（千円未満切捨て）が補助金額となります。ただし、その額が50万円を超える場合は、50万円が上限額となります。
Q3 補助金交付の予定件数見込みは何件ですか。
A3 1件50万円で、年間3件程度を見込んでおります。
Q4 申請後の審査で、緊急性などによる優先枠はありますか。
A4 受付の先着順での審査を基本としますが、市が危険な空家で緊急性が高い空家として認定した、特定空家等の所有者から申請があった場合には、こちらを優先とさせていただきますので、予めご了承ください。
Q5 補助金はいつごろ支払われますか。
A5 工事完了後の実績報告書を提出いただいた後に、市から補助金交付額確定通知書を送付します。その通知を受けてから市に補助金請求書を提出いただき、おおよそ1か月以内に指定口座に振り込みします。ただし、遅くとも当該年度の3月31日までに工事が完了し、実績報告書を提出することが必要です。

4. 補助対象関係

Q1 木造建築以外にも補助金の対象となりますか。
A1 建物の構造に制限はありませんので、木造のほか、鉄骨造、鉄筋コンクリート造なども補助金の対象となります。
Q2 建物の解体は行わず、樹木の伐採のみでも対象となりますか。
A2 主たる建物解体と一体で行わない樹木の伐採は、補助の対象となりません。
Q3 現在居住している建物の建て替える場合も、補助対象となりますか。
A3 新築や改築などの建替えを目的とする場合は、補助対象となりません。跡地の他用途への活用や賃貸・売買する場合などに、補助対象となります。詳しくは、担当までご相談ください。
Q4 建物の解体と一体で行うブロック塀の撤去は対象となりますか。
A4 この空家等解体費補助金では、ブロック塀の撤去費用は補助の対象としておりません。 なお、ブロック塀の撤去については、栗原市危険ブロック塀等除却事業補助金において、該当する場合がありますので別途担当課へご相談ください。
Q5 敷地内に複数の建物があり、居宅のみの解体でも対象となりますか。
A5 敷地内の構造物すべてを撤去し、更地にすることが原則ですので、補助金の対象となりません。
Q6 建物が隣地と離れており、万が一倒壊しても隣地境界線を越えることが無い場合でも該当しますか。
A6 建物の高さや隣地境界線までの距離を比べた場合に、建物の高さの方が少なく、倒壊しても隣地に影響が無い場合は、補助対象外となります。ただし、隣

地との高低差や地形によって、下部にある隣地へ影響を及ぼす場合は、補助金の対象となります。

Q7 補助交付決定を受けた後で、交付決定が取消しされることはありますか。また、補助金の返還を求められることはありますか。

A7 偽りや不正により交付を受けたり、市の規則、要綱に違反したと認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、その場合、既に交付した補助金についても返還していただくことになります。

Q8 空家の解体後の跡地について条件などありますか。

A8 補助金の目的が、所有者自らに危険な空家等を解体いただき、周囲の生活環境の保全を目的としていることから、解体後の条件などはありません。ただし、跡地をそのまま残す場合は、土砂の流出や樹木の繁茂、廃棄物の投棄等が発生しないよう、適切な管理に努めてください。